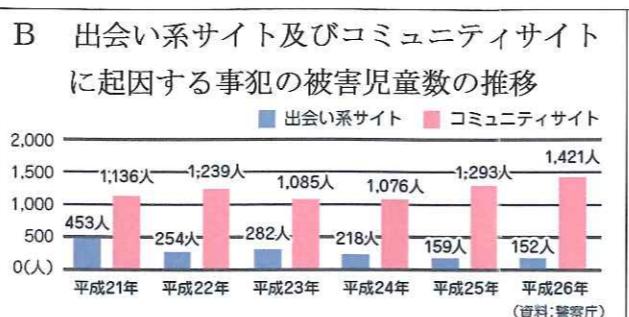
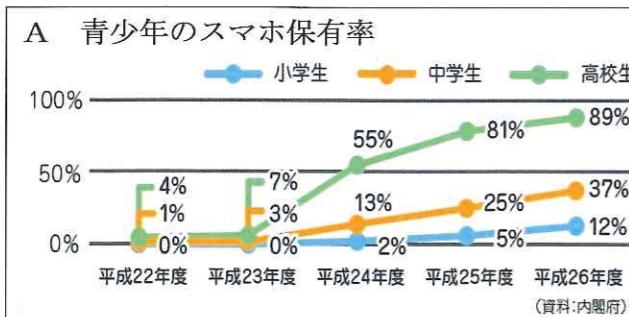


ネットに関するトラブルと対策 ~宇和島市の子どもたちを守る仕組みづくり~



- インターネットを使いこなす力は、これからの中社会で必要不可欠。自分も周りの人も守りながら、正しく安全に使わせましょう。
- 保護者や子どもに関わる大人は、正しい知識と自覚を持って自らの責任を果たしましょう。

現実



C 子どもの危機察知能力の低下

- ①物心ついたときからIT機器に囲まれる。
- ②IT機器に親しみやすいが、危険には疎い。
- ③個人情報の考え方未習熟(学習不十分)。

D 規範意識・モラルの低下

- ①家庭教育力の全般的な低下。
- ②幼少時に身に付けておくべき判断力の欠如(特に「善悪」、「分別」)。
- ③個人情報の考え方未習熟(学習不十分)。

E 保護者の課題

- ①自分が手放せない。
- ②教育的責任を無自覚。
- ③急速な変化に対応できない、知識の不足。
- ④フィルタリング等必要な対策や家庭内ルールの欠如(スキルの不足)。

F 社会認識の遅れや不足による犯罪等への関わり

- ①日常報道される事件や社会問題に無関心(自己の振り返りができない)。
- ②日常的な逸脱行為による感覚の麻痺、集団心理の悪癖

態様

■ 犯罪被害・加害

- ・個人情報の流出
- ・金銭トラブル
- ・LINEなりすまし
- など

■ いじめ

- ・個人情報の拡散
- ・誹謗中傷
- ・LINEはずし
- など

■ 依存・精神障害

- ・手元にないと不安
- ・スマホ依存症
- ・怒りの抑制ができない
- など

■ 健康被害

- ・視力の極度の低下
- ・姿勢の悪化
- ・睡眠障害
- など

原因

①正しい知識・スキルの学習不足

②規範意識・モラルの低下

③社会環境の悪化

④大人がICT環境についていけない

⑤子どもを守る家庭・社会の無関心

方法

I 正しい知識・情報モラル・コミュニケーション能力の定着

- 映像や資料を活用して、実例・実態に学ぶ。
- 犯罪・いじめ・依存・健康という4つの危険について授業で扱う。
- 小中学校別に授業コンテンツを作成し、実施時期を定める。
- コミュニケーション能力を育てる授業を小学校低学年から行う。
- 道徳、総合的な学習、特別活動のそれぞれの特長を生かした授業を行い、規範意識やモラルの高揚を図る。
- 単年度の活動とせず、毎年プログラムを更新しつつ積み重ねる。
- 学校での学習は、児童会や生徒会の活動と連動する。

II PTA・保護者が学ぶ場の保障

- PTA活動計画に位置付ける。
- 保護者が研修を受講できる機会をつくる。
- 研修内容には、最新のICT技能が身に付けられるプログラムを含む。
- 家庭で、ルールやマナーが指導できるよう「宇和島ルール」の普及・定着を図る。
- 保護者が「第一義的責任」を果たすよう自覚を求める。

III 社会的啓発・バックアップ体制の振興

- 市は「宇和島ルール」の広報に努め、社会的啓発の先頭に立つ。
- 啓発に関わるそれぞれの団体は、関連企業や関係機関と連携し、周知・定着に努める。
- 学校教育課は、専任の指導主事を置き、学校やPTA等の学習・活動支援等を行う。
- ネットの有効な活用方法、社会的に貢献できる使用例を広め、啓発の一助とする。

仕組

子どもをしつけ・教育するシステム

- 市教育方針、学校教育計画への位置付け

保護者の学習システム

- PTAの活動計画への位置付け

学校を支援・機能させるシステム

- 専門家の派遣、環境整備

市民の意識を高めるシステム

- 市民宣言・条例化



子どもと親と先生たちが考える「宇和島ルール」 ~市の子育て文化に~

参考資料

1 今後のスケジュールを考えていく前提として

「宇和島ルール」構築に向けての視点

(1) 法的観点 禁止事項である(罰則がある)ことを明確にする

⇒自分や他人の命、身体、財産に危害が及ぶ場合

(2) モラル

T P Oに応じたマナーや発信(受信)者としてのマナーの自覚

(3) 健康

生活習慣や睡眠、視力・生指(メンタル)への影響

(4) 正しい知識

ネット情報、権利と義務、その他

2 スケジュール素案

	学校(児童生徒)の動き	連絡協議会の動き	P T A(家庭)の動き
28.1			
28.4	○校長への協力要請		
28.6	○必修事項を整理した共通項目を学ぶ	■発足 目的・スケジュール等の決定 ■説明 学校・P T Aへの取組説明 ■学習 1 児童生徒の学習活動 【会議の計画・支援】	
28.8	●いじめS T O P会議		・単P毎の年間計画に位置付け、説明 ・意識調査等で実態調査を行う ・会議への参加? ●講演会の実施
28.10	○テーマに基づいた意見の集約を行う	■学習 2 児童生徒の学習活動	・保護者の意見を集約する
28.11	●「学校ルール」をつくる		●連携協議会とともにルールづくり ●新年度へ向けて啓発活動
29.1		■立案 ルール素案を審議・決定	
29.2	○児童会・生徒会を啓発の場に	■啓発 協議会としての啓発モデル提示	
29.3	○学校だより等で広報	■広報 市広報を活用	

•学習活動への協力依頼
•児童生徒の主体性

•参加メンバーの決定
•拡大協議会の設定

•単Pの協力
•意識の高揚

連携部局との危機管理対応

宇和島市教育委員会学校教育課

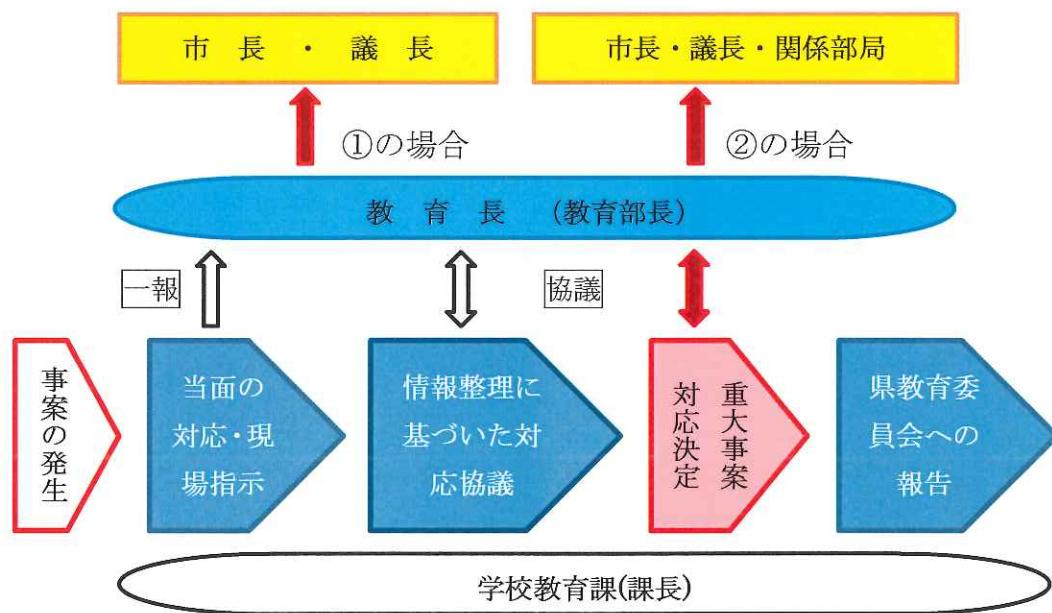
あらゆる不測の事態を想定し、教育委員会学校教育課と他部局との情報連携について、以下の対応を定める。教育長(不在時は、教育部長)判断で行うものとする。

1 想定する事案【重大事案として対応】

- ① 警察等関係機関が関与しマスコミ報道が予測・実施される事案
- ② 設置者として、損害賠償責任を問われるおそれがある事案

2 重大事案への対応

(連携する部局)



○情報収集

○現場対応

○他機関対応

●情報整理

●対応方針決定

●他機関対応

◇経過報告

◇指導伝達

◇報告書の作成

3 その他

- (1) 重大事案への対応(連携部局への対応)は、児童生徒の健全育成の基盤となる「保護者・地域社会との信頼関係」を維持するために、互いの守秘義務を旨とする。
- (2) 重大事案への対応(連携部局への対応)は、児童生徒の個人情報及び事案収束後の日常生活に十分配慮することを旨とする。
- (3) 該当事案の重要な変遷、終結についても連携部局への対応をとるものとする。
- (4) 重大事案への対応は、「いじめにおける重大事態」とは異なる。

家庭や友達、みんながつくる スリー スマホ・ケータイの安全・安心 **3ステップ!**

1 ルールをつくる

- スマホ・ケータイの使い方について家庭で話し合ってルールづくり
- LINEなどのSNSでは、友達やグループでマナーを守るルールづくり

2 ルールを守る

- スマホ・ケータイの使用は時間を守って(原則夜9時まで)
- 自分も他人も傷つけない、人にやさしい使い方が大切
- フィルタリングサービスを解除せず、必ず利用

3 ルールを見直す

- ルールは子どもの発達段階に応じて見直しを
- ルールの見直しは、家庭でしっかり話し合おう
- ルールの3ステップ「つくる、守る、見直す」のサイクルが大切

「3ステップ」は、スマートフォン・携帯電話を誰もが気持ちよく使用し、子どもたちを守るために必要なものです。今後、保護者の皆さんができるだけの家庭やPTAでルールを決めるときに活用してください。

子どもたちには、お互いが気持ちよく、安全にスマートフォンや携帯電話を利用することができるよう、友達やグループでルールを話し合い、今と未来の安全・安心を自らの手でつくっていけるよう働きかけましょう。

私たちは今回の提案を「3ステップ運動」として推進していきます。皆さんの御理解・御協力をお願いします。

リーフレットに関する問い合わせ

愛媛県PTA連合会 TEL 089-963-4237 FAX 089-963-4231

愛媛県教育委員会生涯学習課 TEL 089-912-2930 FAX 089-912-2929



みきやんも一緒に共同宣言 えがお 愛顔で使おう 愛媛のスマホ・ケータイ！

子どもたちは社会の宝です。その子どもたちが危険にさらされています。何があっても子どもたちの命と安全を守ることが私たちの使命です。
「教育は家庭から」を合い言葉に、保護者としての責任を果たしましょう。

1. 子どもにスマホ・ケータイを持たせる際の一番の責任は保護者にあります。使用の利点・問題点をしっかり親子で認識しましょう。
2. 持たせる場合は家庭で話し合い、必ずルールをつくりましょう。
3. やって良いこと、いけないことは、スマホ・ケータイやネットだけでなく、ふだんの生活から守らせましょう。それがモラルを高め、社会のルールを守りましょう。

スマートフォンや携帯電話は、学習、遊び、連絡、交流など、生活に必要不可欠なアイテムになりました。しかし、その危険性を理解していない子どもたちが事件に巻き込まれたり、軽い考で書き込みをしたことにより、いじめの加害者になったりする事件が身近なものになっています。

私たち愛媛県PTA連合会は子どもたちの今と未来の生活を守るため、愛媛県教育委員会・愛媛県と協力して、子どもたちのスマートフォン・携帯電話の使用に関して「愛顔で使おう 愛媛のスマホ・ケータイ！」を宣言します。

平成27年11月8日

愛媛県PTA連合会



考え方 家族みんなで スマートフォンのルール

私たちは子供たちの情報モラル育成に取り組みます

愛媛県PTA連合会
愛媛県教育委員会
県



愛媛県のイメージアップキャラクター
みきやん

1 提出の趣旨

大津での中学校いじめ自殺事案を機に成立した、いじめ防止対策推進法（平成 25 年成立）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 27 年 1 月 30 日「**宇和島市いじめ防止基本方針**」を策定、関係各部署に合議を諮り、市長決裁をいただきました。

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める。(法成立時の文科省通知)

このことに関して、宇和島市いじめ防止基本方針に規定した、法 14 条第 1 項が規定する「いじめ問題対策連絡協議会」、法 14 条第 3 項が規定する「教育委員会の付属機関」の実効化を進めるため、本条例案の提出を行うものです。提出にあたっては、法 14 条にかかる組織を、以下の名称で設置するため設置要綱を準備いたします。

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るために、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。
2 (略) 対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

注 既置の「児童生徒を守り育てる(いじめ問題連絡)協議会」がありますが、これは幅広く各機関の代表が集まるため、個別の問題を協議するものではありません。

○法 14 条第 1 項が規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を「**宇和島市いじめ問題対策連絡協議会**」とする。⇒ 主務：関係機関の連携を図る。いじめ防止等のための対策の推進を図る。

○法 14 条第 3 項が規定する「教育委員会の付属機関」を「**宇和島市いじめ問題対策支援委員会**」とする。⇒ 主務：教育委員会の諮問に応じ、調査・審議・意見する。重大事態への対処。

2 市長部局との連携等

法の定めるところにより、以下の連携が必要となります。今回の条例案はこれにそうものです。

- ・当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務(第 6 条)。
- ・必要な財政上の措置を講ずるよう努める(第 10 条)。
- ・第 3 章「基本的施策」7 項目における、義務又は努力(配慮)義務。
- ・第 5 章「**重大事態**」への対処における対応(第 30 条)。
 - ①重大事態の発生に至れば、市教育委員会（教育長）が市長へ報告しなければならない。
 - ②報告を受けて、市長が必要と認めれば「付属機関」を設けて再調査を行うことができる。
 - ③再調査を行った市長は、議会に結果を報告しなければならない。
 - ④調査及び再調査結果を踏まえ、市長及び教育委員会は再発防止等の措置を講じる。

いじめ防止対策推進法（概要）

一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

※ 別に **いじめ問題対策支援委員会** を設置する

三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 基本的
施
策
7
項
目**
- 1 学校の設置者及び学校が講すべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講すべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
 - 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。（学校いじめ防止等対策委員会）
 - 3 個別のいじめに対して学校が講すべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
 - 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

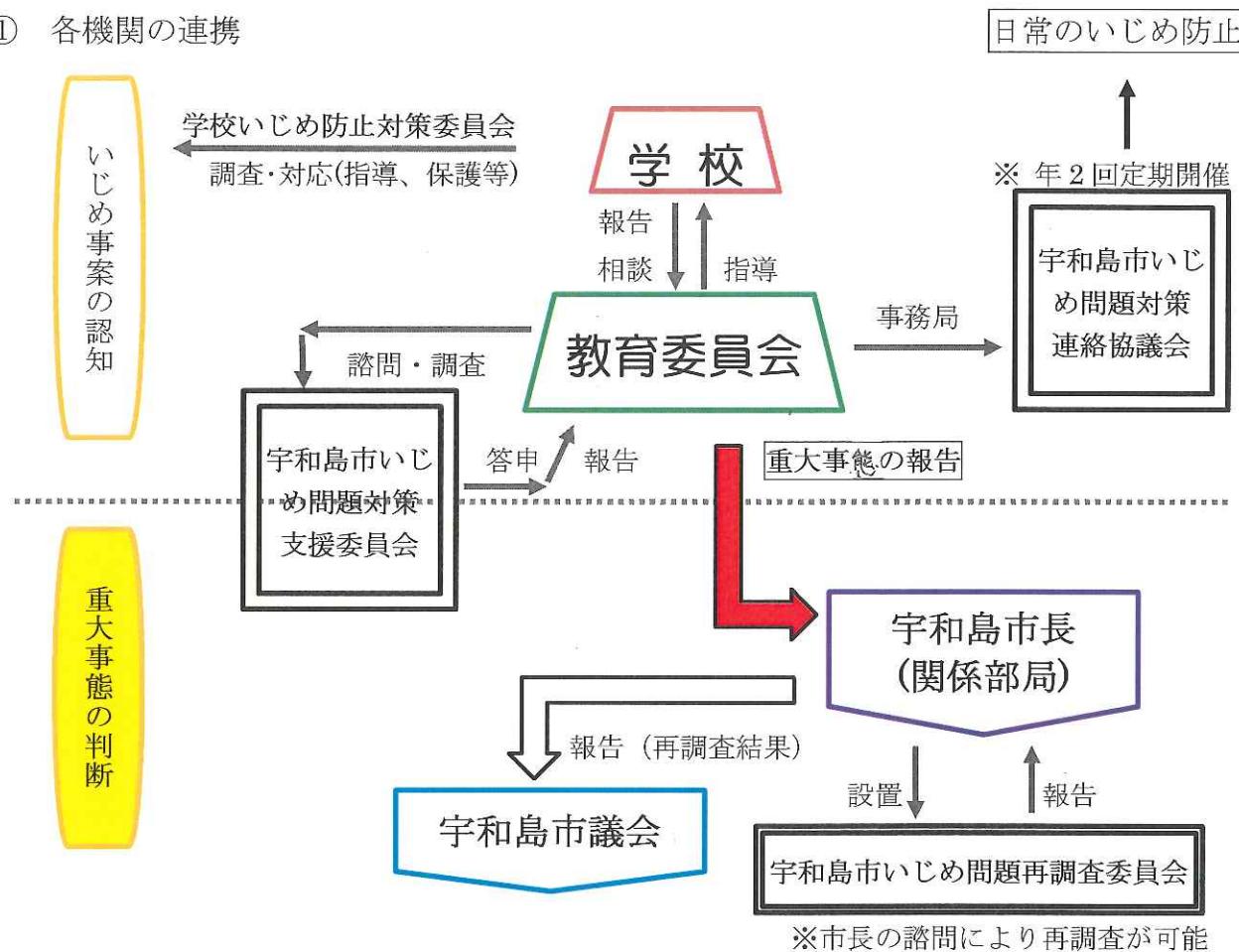
五 雜則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。

（一から五までのいずれも、公布日から起算して三月を経過した日から施行）

資料2

① 各機関の連携



② 「重大事態」とは・・・法の定義による

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする